

確定申告の準備は

お早めに！

提出期間は2月16日(金)～3月15日(木)です

確定申告とは、前年1月1日から12月31日までの1年間の所得とそれに対する所得税額を計算し、確定申告書を税務署へ提出することをいいます。

申告が必要な人は、収入が分かる書類や控除証明書などの書類を揃えたうえで申告します。なお、事業(営業・農業)や不動産の所得の申告は、事前に収支内訳書を作成してください。

源泉徴収などで既に納めている所得税額より確定申告書で計算した所得税額が少ない場合の還付申告については、2月16日(金)以前でも税務署で行えます(平日の午前9時～午後5時)。

※平成28年分以降の確定申告書の提出の際にはマイナンバーの記載+本人確認書類

の提示または写しの添付が必要です。

※市では、申告受付を行います。詳しくは、広報こなん2月号でお知らせします(日程表は事前に市ホームページに掲載します)。

※水口税務署の確定申告会場は、2月16日(金)から水口社会福祉センター(甲賀市)に開設します。

問水口税務署

☎62・0314(代)

※自動音声での案内となります。アナウンスに従い、操作してください。

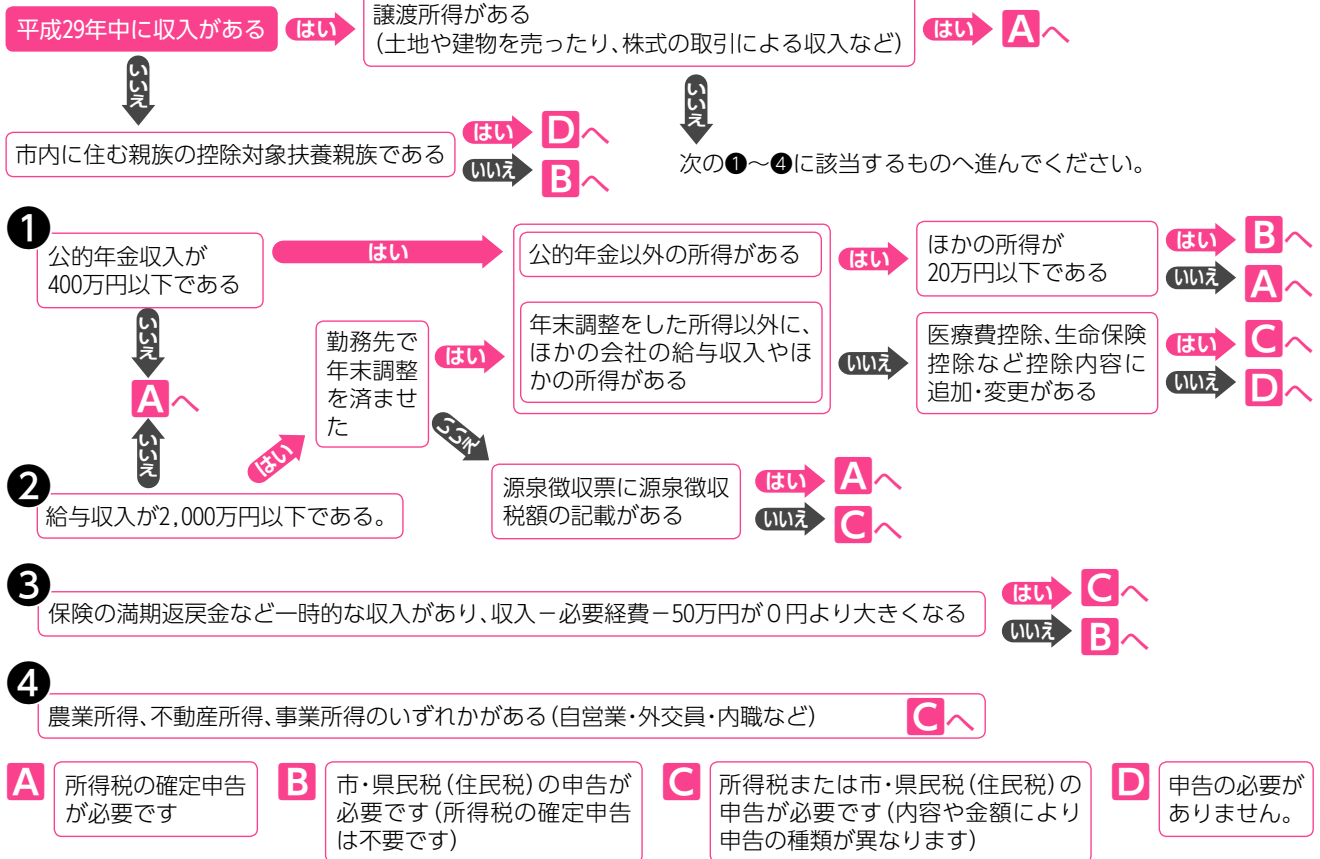
税務課(東庁舎)

☎71・2319

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

あなたは確定申告が必要?不要?

スタート!



※所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

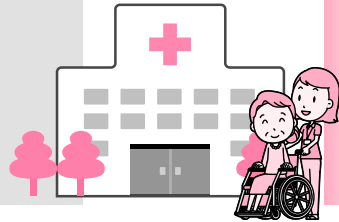
■市・県民税(住民税)の申告について

- ・昨年1年間、無収入の人でも申告をしなければ、(非)課税証明書など一部税証明が発行されない場合があります。
- ・非課税収入(遺族年金・障害者年金など)や預貯金などで生計を立てていた人は、住民税の申告が必要です。申告をしなければ、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減対象になりません。

医療費控除

本人や生計を一にする家族が1年間に おおむね10万円を超える医療費を支払ったときには、医療費控除として所得から差し引くことができます。

☎ 71・2319 72・2460
 国税務課(東庁舎)

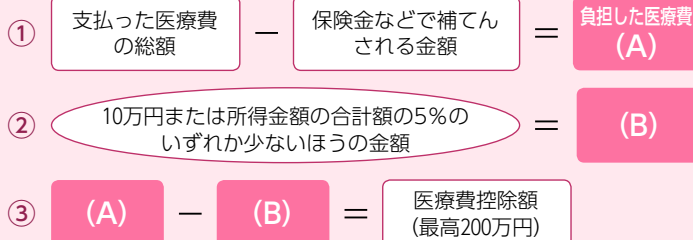


控除できる金額は？

医療費控除の金額は図のように計算し、最高200万円までです。

「保険金などで補てんされる金額」とは、健康保険などから支給を受ける療養費や出産育児一時金のほか、生命保険契約(簡易保険などを含む)の医療保険金、入院給付金などのことです。

医療費控除額の計算方法



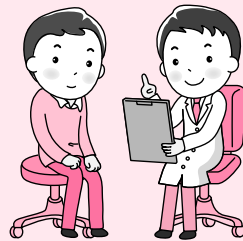
今からできる準備は？

- ① 昨年1年間(1月1日～12月31日)に支払った医療費の領収書、健康保険組合などが発行する医療費通知(医療費のお知らせ)を用意する。
- ② 治療を受けた人ごとの病院別にそれぞれ合計し、医療費の明細書を作成する(任意様式でも可)。

平成29年分からの変更点

- 明細書の添付により領収書の提出が不要に
 ただし、税務署から領収書の提示または提出を求められる場合があるので、5年間保存が必要。
- 医療費通知の添付により明細書の記入が省略可能
 支払った医療費額等の必要事項の記載がある医療費通知の添付により、記載がある領収書分を省略できる。
- ③ 生命保険などで補てんされたり、健康保険から返ってきた金額があれば、差し引く。なお、まだ保険金などを受取っていない場合は、受取予定額を差し引く。

- ### 対象になるものは？
- 医師、歯科医師による診療費・治療費・入院費
 - 治療、療養のための医薬品の購入費(薬局以外で購入したものも含む)
 - あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師による治療のための施術費
 - 主治医の証明を受けた介護用おむつ費用
 - 介護保険サービスを受けた際に発行される領収書などに記載されている医療費控除相当分
 - 特定保健指導のうち一定の基準に該当する人が支払う自己負担金
 - 通院のための交通費(電車やバスなどの公共交通機関のもの)



- ### 対象にならないものは？
- 健康診断、人間ドックなどの費用(診断で、病気が見つかり、治療に至った場合は対象になります)
 - 美容整形の費用
 - 疾病予防、健康増進のための医薬品
 - 通院にかかるタクシー代(やむをえない場合は対象になる場合があります。す)、自動車のガソリン代、駐車料金など

- ### 平成29年分から新設 「セルフメディケーション税制」
- 1年間に12000円を超えて特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、最高88000円までを医療費控除として所得から差し引くことができます。
- ※ 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から薬局などで購入できるOTTC医薬品(一般用医薬品)に転用された医薬品(スイッチOTTC医薬品)の購入費のことです。該当する医薬品を購入した領収書には、控除の対象であることが記載されています。この税制の適用を受ける場合、通常の医療費控除は受けることができません。
- #### 必要書類
- セルフメディケーション税制の明細書
 - 健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を明らかにする書類(定期健康診断の結果通知書、インフルエンザ予防接種の領収書など)

寝たきりや認知症などの 高齢者が障害者控除の 対象になります (認定書を交付)

身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の人で、認定基準に該当する人は、障害者控除の認定書の交付が受けられます。認定書を確定申告時に提示すると所得税や市・県民税の障害者控除が受けられます。

■申請方法 申請書を☎へ

■認定基準(次のいずれかに当てはまる人)

| | 日常生活自立度 (介護保険認定調査票) | | 身体障がいの程度 (指定医の診断書) |
|-----------------|---------------------------------------|------------|------------------------------------|
| | 障がい 高齢者 | 認知症 高齢者 | |
| 特別 障害者 控除 | BまたはC (寝たきり状態 が6か月以上) | IVまたはM | 身体(1級・2級) |
| 障害者 控除 | - | IIまたはIII | 身体(3級~6級) |
| ☎ | 高齢福祉課(保健センター) ☎71・2356 ☎72・1481 | | 社会福祉課(東庁舎) ☎71・2364 ☎72・3788 |

国民健康保険に加入している人へ

健康保険から支給された高額療養費は、支払った医療費から差し引かなければなりません。12月末までに支払った医療費が高額療養費に該当する場合は、確定申告までに保険年金課(東庁舎)☎71・2324で申請をしてください。

■申請に必要なもの

- ・医療費領収書の原本(確認後、返却します)
- ・健康保険証
- ・口座番号のわかるもの
- ・マイナンバーカードか通知カード

大人用おむつ代(確認書交付)

要介護認定を受けている人のおむつ代を医療費控除として申告することができます。初回は医療機関が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降は市が発行する「おむつ代の医療費控除にかかる確認書」で申告することができます。

確認書が必要な人は、交付申請書を高齢福祉課(保健センター)☎71・2356に提出してください。
※介護保険認定時の「主治医意見書」におむつ使用などの記載がない場合は確認書を交付できません。

国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険に加入している人へ

「1年間の納付額をお知らせします」

平成29年中の国民健康保険や後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付額を記載した「社会保険料納付確認書」を、1月中旬に納付義務者へ送付します。

昨年1年間に納付した各保険料(料)は、国民年金保険料と同じく全額を社会保険料控除として支払った人の所得から差し引くことができます。
※年金から天引きされている各保険料(料)は含まれていません。別途、年金の源泉徴収票などで確認してください。

※年金から天引きされている各保険料(料)は、年金受給者本人の所得からしか差し引けません。
※勤務先の年末調整で、すでに社会保険料控除に含めている人は、申告時に控除が二重とならないように注意してください。

※市役所から送付する「社会保険料納付確認書」は申告書への添付義務はありませんが、日本年金機構から送付される国民年金保険料の控除証明書は添付が必要です。

住宅ローン控除

ローンを組んで住宅を購入したときや新築、増改築などを行ったとき、一定の要件を満たしていれば、計算式で求めた額を住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)として所得税から差し引くことができます。

※詳しくは水口税務署へお尋ねください。

申告書などは国税庁ホームページで作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して、自宅のパソコンなどから申告書を作成すると、税額が自動計算され、誤りなく作成できます。

申告書は次のいずれかの方法で提出してください

- ・インターネット(e-Tax)で提出(マイナンバーカードとICカードリーダーライターが必要です)
- ・印刷して添付書類とともに郵送などで提出

☎

「確定申告書等作成コーナー」の操作などに関しては

e-Tax作成コーナーヘルプデスク

☎0570・01・5901

・マイナンバーカードの利用に関しては

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120・95・0178